

原子炉等規制法に基づく法令報告の改善
に係る公開会合
第3回会合議事録

令和3年5月20日（木）

原子力規制庁検査監督総括課

原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に係る公開会合第3回会合
議事次第

1. 日 時：令和3年5月20日（木）14:30～16:37

2. 場 所：原子力規制委員会 13階会議室A

3. 出席者

(1) 原子力規制庁職員

金子 修一 長官官房審議官
古金谷敏之 原子力規制部 検査監督総括課長
竹本 亮 検査監督総括課 企画調査官
金子 真幸 長官官房総務課 事故対処室長
渡邊 達樹 実用炉監視部門 係長
高橋 和宏 長官官房総務課 事故対処室 係長
福原 大輔 核燃料施設等監視部門 監視指導官

(2) 事業者

佐々木 一典 北海道電力株式会社 原子力事業統括部 原子力運営グループ グ
ループリーダー
高橋 明良 北海道電力株式会社 原子力事業統括部 原子力運営グループ 担
当
田淵 太郎 北海道電力株式会社 原子力事業統括部 原子力運営グループ 担
当
鈴木 邦章 東北電力株式会社 原子力部 原子力運営グループ 課長
本間 圭祐 東北電力株式会社 原子力部 原子力運営グループ 副長
安達 晃栄 東京電力HD株式会社 原子力運営管理部 運転管理グループ グル
ープマネージャー
関根 弘昌 東京電力HD株式会社 原子力運営管理部 運転管理グループ チーム
リーダー（副長）
尾崎 友彦 中部電力株式会社 原子力部 運営グループ グループ長
秋田 泰典 中部電力株式会社 原子力部 運営グループ 主任
増田 敦志 北陸電力株式会社 原子力本部原子力部 原子力発電運営チーム
統括（課長）
平野 猛志 北陸電力株式会社 原子力本部原子力部 原子力発電運営チーム
副課長

田中 剛司	関西電力株式会社	原子力事業本部	発電グループ	チーフマネージャー
榊本 晋嗣	関西電力株式会社	原子力事業本部	発電グループ	マネージャー
上田 宜孝	関西電力株式会社	原子力事業本部	発電グループ	リーダー
大谷 裕保	中国電力株式会社	電源事業本部	原子力運営グループ	マネージャー
水口 裕介	中国電力株式会社	電源事業本部	原子力運営グループ	副長
松本 義弘	中国電力株式会社	電源事業本部	原子力運営グループ	担当
中村 充	四国電力株式会社	原子力部	運営グループ	グループリーダー
大矢根 圭佑	四国電力株式会社	原子力部	運営グループ	担当
松崎 崇	九州電力株式会社	原子力発電本部	原子力発電グループ	グループ長
岡崎 和也	九州電力株式会社	原子力発電本部	原子力発電グループ	担当
和田 弘	日本原電株式会社	廃止措置プロジェクト推進室	プロジェクト管理グループ	グループマネージャー
東本 忍	日本原電株式会社	発電管理室	プラント管理グループ	課長
山崎 謙吾	電源開発株式会社	原子力技術部	設備技術室	室長代理
廣崎 正幸	日本原燃株式会社	東京支社	技術部	技術管理グループ チームリーダー
伊勢田 浩克	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	東海本部	安全・核セキュリティ統括部	品質保証課 マネージャー
中村 圭祐	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	東京事務所	安全・核セキュリティ統括部	安全・核セキュリティ推進室 技術副主幹
井坂 浩二	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	東京事務所	安全・核セキュリティ統括部	安全・核セキュリティ推進室 主査
広瀬 彰	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	原子力科学研究所	安全管理部	施設安全課 課長
阿波 靖晃	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	原子力科学研究所	安全管理部	施設安全課 マネージャー
加部東 正幸	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	原子力科学研究所	安全管理部	危機管理課 マネージャー
小坪 直樹	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	核燃料サイクル工学研究所	保安管理部	安全対策課 課長
水津 祐一	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	核燃料サイクル工学研究所	プルトニウム燃料技術開発センター	計画管理課 課長
竹本 紀之	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	大洗研究所		環境技術

開発センター 材料試験炉部 技術課 課長

近藤 哲緒 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ 廃止措置部 計画管理課 課長

高橋 康雄 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ 安全・品質保証部 品質保証課 課長

八木 直人 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 環境保全技術開発部 部長

森本 靖之 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 環境保全技術開発部 施設管理課 課長

菅田 信博 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 環境保全技術開発部 施設管理課 マネージャー

伊東 康久 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 環境保全技術開発部 安全管理課 課長

黒石 武 原子燃料工業株式会社 熊取事業所 環境安全部 安全管理グループ長

鈴木 瑞穂 原子燃料工業株式会社 東海事業所 環境安全部 安全管理グループ長

瀬山 健司 原子燃料工業株式会社 東海事業所 環境安全部 安全管理グループ参事

亀崎 善紀 株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン 保安管理部 保安管理課 課長

内山 孝文 東京都市大学原子力研究所 原子炉施設管理室長

松浦 治明 東京都市大学原子力研究所 品質マネジメント管理責任者

三橋 偉司 東京都市大学原子力研究所 原子力研究所アドバイザー

大村 直孝 学校法人立教学院 立教大学原子力研究所 管理室長

杉山 亘 近畿大学 原子力研究所 原子炉主任技術者代行者

蒲生 秀穂 株式会社日立製作所 王禅寺センタ長

熊埜御堂 宏徳 東芝エネルギーシステムズ株式会社 原子力技術研究所 原子炉技術担当部長

吉岡 研一 東芝エネルギーシステムズ株式会社 原子力技術研究所 臨界実験装置主務者

藤江 誠 東芝エネルギーシステムズ株式会社 原子力技術研究所 放射線管理室長

青木 裕 リサイクル燃料貯蔵株式会社 取締役技術安全部長

千葉 一憲 リサイクル燃料貯蔵株式会社 技術安全部技術グループGM

4. 議 事

- (1) 公開会合でこれまでに出た意見等について
- (2) 法令報告の報告期日の見直しについて
- (3) 廃止措置計画の認可前における発電用原子炉の報告対象について
- (4) 廃止措置計画の認可後の法令報告対象について
- (5) 報告を受ける必要性が低い法令報告事象への対応について
- (6) 制御棒の過挿入について
- (7) その他

5. 配付資料

- 資料 1 原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に係る公開会合 これまでの意見等取りまとめ表
- 資料 2 法令報告の報告期日の見直しについて
- 資料 3 廃止措置計画認可前における発電用原子炉の報告対象について（発電用原子炉設置者）
- 資料 3 別表（BWR） 廃止措置計画認可前における発電用原子炉の報告対象について（発電用原子炉設置者）
- 資料 3 別表（PWR） 廃止措置計画認可前における発電用原子炉の報告対象について（発電用原子炉設置者）
- 資料 4 - 1 廃止措置計画の認可後の法令報告対象について
- 資料 4 - 2 原子炉等規制法に基づく事故故障等の報告の考え方について（加工規則第9条の16の適用の考え方について）（日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター）
- 資料 5 報告を受ける必要性が低い法令報告事象への対応について
- 資料 6 制御棒の過挿入について（発電用原子炉設置者）
- 参考資料 原子炉等規制法に基づく法令報告の改善について（令和2年11月11日第37回原子力規制委員会 資料2）

○金子審議官 それでは、ただいまより、第3回の原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に係る公開会合を開催いたします。

新型コロナウイルス感染症防止拡大の対策のために、本日もウェブ会議システムを用いた開催となります。皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

進行は本日も原子力規制庁の私、金子が務めさせていただきます。

御発言のない際には、皆様よく御存じと思いますけれども、マイクをミュートにしておいていただければ幸いです。また、御発言のありますときには、画面に向かって手を振っていただきましたら、私のほうから御指名をさせていただくようにいたします。

ちょっと皆さんの画面が小さくて、もしかすると御所属などが判別しにくい場合があるかと思いますが、その際には少し声を上げていただくなどして、御協力いただければと思います。

御発言の際には、お名前、御所属をおっしゃっていただいてから御発言をお願いいたします。また、資料等を参照される際には、資料の番号やページ番号についても明示していただけますと、皆さんの御理解が深まりますので、よろしくをお願いいたします。

大体、注意事項は以上のようなことですが、もう皆さん、大体慣れてきておられると思いますので、その他ありましたら適時と思います。

それでは、議題に入りたいと思いますが、議事次第を御確認いただいて、今日は大きく六つの点について、皆さんと認識共有ができればというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

まず最初に議題の1番が、これまでの公開会合で出ました意見等についての確認をさせていただきたいと思っております。規制庁のほうから、資料に基づいて御確認お願いいたします。

○福原監視指導官 原子力規制庁の核燃料施設等監視部門の福原です。

私のほうから、資料1について御説明、差し上げます。

この資料は、今まで頂いた御意見を取りまとめたものになっています。まず、一番左から番号があって、項目がありまして、その項目の内容がありまして、真ん中に、一番右の列になるんですけども、今後どのように議論していこうかということを書かせていただいています。

大きく分けて、今後の議論というか、方法として三つ。一番上の段が、公開会合とか面談にて議論していこうかなと考えている分。真ん中の段がこれまでで出た議論になっておりまして、一番下が、今後、規制庁内部で検討していこうかなと考えておる分になります。

私どものほうから、2点だけ、ちょっと付け加えさせていただきたいところがあります。項目の番号で言うと、4、5、6、7。「原子力施設安全」と書いてあるところがございます。これ、検査の監視領域の言葉を使っております。原子力施設安全と、あと放射線と、あとPPの、その監視領域の三つの言葉のうちの「原子力施設安全」という言葉を使って、今まで出た、この4番から7番までの項目を取りまとめております。

あともう一点だけ、ちょっと補足。8番につきまして、補足がございます。

○高橋係長 事故対処室の高橋です。

8番につきまして、東京電力の安達さんから問題意識が提示されましたけども、少し回答が中途半端になったので、補足させていただきます。

当時の女川の発電所で起きた事象につきまして、細管1本の貫通を法令報告としていないというような例示をさせていただきましたけども、当時の保安院が示したメモに基づいて、各社、報告をしていませんということを御紹介しました。

その保安院のメモにつきましては、面談で事業者さんから提示いただいて、既に公開し

ております。また、事故室の行政ファイルの中にも、そうした行政指導がなされているということを確認できる形跡が残っておりましたので、まず、その点御報告させていただきます。

その上で、その内容について簡単に御紹介したいと思いますけども、そのとき、保安院の担当者が検討を行った結果、報告対象としていません。その検討の方法というのは、現在の訓令解釈にも記載がされている考え方が用いられております。簡単にですけども、実用炉規則134条の3号の運用上の留意点の③に、当時と同じような考え方が記載されています。

そこでは、まず、安重機器とは何なののでしょうか、そういったところを入り口にして、安重告示に整理されている方法について検討をしています。ここではまず、上欄に発電所の安全運転に関連する機能を掲げています。そして、その下欄にそれを担保するための機器を列挙しています。つまりは、この上欄に掲げる機能を担保していない機器、機器の中の部品、そうしたものはひとまとめに安重機器として扱わなくてもよい、そういうケースが生じるということを暗に示しているものです。

そうしたケース、これは劣化の程度とか、そういったところにも依存するところになりますので、ひとまとめに「この原子炉補機冷(熱交換器伝熱管)が全て貫通があっても大丈夫です」と、そういうことは言えないのですけれども、そういう性質があって、結構判断が揺れ動く部分であるというところがございます。

であるので、引き続き、まず事業者内で検討する事、まずそれがひとつ大事で、告示に従ってまず検討する。そして、ちょっと不安があるようですと、間違えるわけにいかない分野ですので、そこは事故室に前広に御相談いただく。そういったことがよろしいのではないか、現状そのようにしていただいていると思いますけども、そういった状況であるということをお報告させていただきます。

以上です。

○金子室長 事故対処室、金子です。

今高橋から説明ありましたが、私のほうからもちょっとだけ補足ですね。

高橋から説明がありましたように、安重機器については、上段にその機器が求められる機能要求の内容が書かれておりまして、下欄にその対象施設が書かれているという状況です。

その下欄に書かれている機器なんですけども、例えば原子炉容器ですとか、そういう大くくりの記載になってまして、例えば原子炉容器がどこまでの範囲なのか。このような解釈についても、その場その場で議論になるパターンが多ございます。

実際、今年の3月の25日に関西電力の高浜4号機の原子炉容器の上蓋の温度計引出管から水のにじみがあったという事象が発生しております。これについては、検査中に発見されたことであるということと、あと、予備品が用意されていたということで、法令報告には該当しないということ、これについては、議論の余地はございませんでした。

ただし、これが安重機器になるのかどうかにつきましては、担当ベースで、関西電力と事故室の担当間で意見が分かれたという、こういう事象がありました。

したがって、この安重機器、一言で言いますけども、それについてもその場で解釈が分かれることがございますので、高橋から指摘がありましたように、疑いのある事象が発生した場合には、事業者で判断をせずに、前広に事故室のほうに御相談をいただければと思います。

私からは、以上です。

○金子審議官 では、説明は以上だと思います。

後半で御説明があった点は、法令報告の運用について、迷うことでありますとか、境の明確でないもの、必ずしも全てが字で表し切れるものでもないものですから、そういうものが出てきたときには、事故室のほうに御相談をいただければということで、一般的にはそういう対応をさせていただいていると思いますけれども、一度何かをこういう扱いにすると、その範囲で、それでいいのではないかというようなことも起こりがちなので、改めて、全く同じものであればそういうことだと思いますけれども、変に解釈を固定しないようにというようなことで少し注意喚起をさせていただくというような趣旨だと思いますけれども。今説明のありました点、資料の1、8番以外にも、1から7は今日以降、まだ議論をしていかなければならない事項なので、特段、御質問等々はないかと思いますけれども、8番以降の点について、何か確認をすべきこととか、あるいはどのような方向になるのかというようなことで御疑問がある点など、もしありましたら、皆様方から少し頂ければと思いますし、また、これ以外にも、実は言いたいことが前にもあってというようなことがありましたら、今あるいはこれ以降のタイミングでも結構ですけど、おっしゃっていただければと思いますが、何か御発言等ございますでしょうか。

特によろしいでしょうかね。挙手があるようにはちょっと今見受けておりませんが。

よろしければ、また事後的にでも、何か確認事項、あるいは追加での御指摘、御要望みたいなものがあれば、随時、公開会合の中で頂ければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、次の議題に参りたいと思います。ここからが、今日の議題の、特に皆さんと議論をしたい点ということでございます。

まず最初に、議題の2番目は、法令報告の報告期日の見直しについてであります。今規則の中で、直ちに事象の概要を報告していただいて、あと10日というところで、10日報と俗に呼んでいるものをしていただいておりますので、そのタイミングについて、どのように考えていくべきなのかということで論点を設定させていただきました。

これも、規制庁のほうから御説明をさせていただきます。

○渡邊係長 原子力規制庁、実用炉監視部門の渡邊と申します。

資料2、報告期日の見直しについてということで、少し資料に沿って説明をさせていただきます。

また、その前に少し、本日、規制庁から幾つか議論の方向性というのを示させていただくんですけど、これも今後、まだまだ皆様の御意見を踏まえ、庁内で少し合意形成を図っていくものですので、そういった状態であるということは最初に御了承ください。

それでは、資料2のほう、少し説明させていただきます。

まず、現状ということなんですけれども、法令報告発生した際のその後の報告、直ちに頂くのと、あと規則で10日というのは定めておりますので、まず10日で報告いただき、そこで原因ですとか再発防止対策についてまだ定まっていない場合は追って報告ということで、報告いただいております。

規制庁発足後の29件ということなんですけれども、10日以内に報告が完了したものというのは3件のみという現状がまず、ございます。皆様御存じのとおりだと思いますけれども、そして、そこについての問題点ということで我々考えているのが、その10日と期日で定めさせていただいておりますけれども、この10日という数字があるから迅速に報告が上がってくるようなものでもない。そういった効果もないということは考えられるかと思っております。

一方、他法令を見たときに、例えば30日といった期日を設定しているような規則もあるんですけれども、だからといって多分、その具体的な数字というのはなかなか意味がないのではないかとということと、あと他法令で具体的に報告の日数を定めるというよりは、詳細が判明したときといった制度設計をしているようなものもございました。

ということで、規制庁からの見直しの論点ということなんですけれども、当然、規制機関として、事故が発生した旨の報告というのは直ちにまず頂きたいというのが大前提なんですけれども、その後の10日の期日といったところなんですけれども、ここを他法令の例に倣って、詳細が判明したときというふうにしてはどうかというのが、ひとつ、今回議論をさせていただきたいポイントになっております。

なので、我々、従来10日報で受けていた、途中経過的な内容なんですけれども、そこについては、法令報告が発生した際に、今は御対応いただいておりますように、面談、あと公開会合、今後は規制検査といった手段もございますので、そういったところで進捗状況等を御報告、協力いただければいいのかなというふうに考えております。

では、その詳細が判明したときというのはどういったときになるのかということについて、少し御意見等あれば頂きたいなと思っておりますけれども、皆さん、品質マネジメントシステムの運営をされている中で、当然、法令報告といったトラブルが発生した場合には、是正処置といったのを策定されるかと思っておりますので、恐らくその是正処置といったところが再発防止対策ですとか、その段階では恐らく原因も判明しているというふうに考えられますので、そういったタイミングでいかがでしょうかというのが、少し見直しの論点かと思っております。

次のページにいきまして、ただ法令報告もやはり長期間、原因特定と再発防止策の策定まで時間かかる性質のものもあるかと思っておりますので、そういった場合については、先ほど

少し申しましたように、途中経過、規制庁側に少し面談、公開会合といった形で報告していただくとかにはどうなのかというのが、運用上の、今我々が考えている点になります。

一応、そんなに事例は多くないかと思うんですけども、我々として考えを提示させていただいている点として、次の、特別な事由なく法令報告の御対応いただけないといったときには、規制検査でそういったしかるべき対応を我々としても取っていくのではないかと、いうふうに今考えております。

資料2の概要については、以上になります。

○金子審議官 ありがとうございます。

若干、頭の構造と言いましょか、理解を促進するために、私なりの、今渡邊から論点の提示があった点について補足をさせていただくと、皆様の実務もそうだと思うんですけども、まず何か事案が発生すると、速報としてまず把握できていることを情報共有いただく。これが速報のある部分、最初の第一段階ということになるかと思えます。

その後、適時状況が把握できて分かったこと、あるいはこのように対処しましたというようなことを情報共有いただいている段階があり、実態的には、その途中段階に、この10日報というのが制度的には仕組まれているという状況になっていて、ただ、10日という日付があったからと言って、そこで何か節目が来ているかと言うと、そういうわけでもないし、その後に長い時間がかかるものもあれば、それほどでもないものもいろいろありますと。

いずれにしても、その状況把握及び、それに対する処置及びそれが再発しないような対策を考える。これは原因を究明し、その原因に応じて対策を考える。それを実際に運用するといったフェーズに入っていくわけですが、それが一通り終わった段階、これは3番目の段階と言いましょか、今で言うと、原対の報告を、例えば出していただく段階になってくるということになっていて、実務は大きく分けるとこの三つぐらい。2番目というだけ、長かったり短かったりしますけれども、にフェーズが分かれています。

これを、今ある法令報告の仕組みの中で、どういうふうにきちんと制度とうまく合わせていったらいいのかという観点で言うと、終わりのところ、今10日報というのが10日ということにあまり意味がないとすれば、終わりのところを、3段目のところにうまく合わせるということを考える。それが、先ほど説明のあった1ページ目の(2)の3番目のポツ、「再発防止のための対策等(是正処置)」と書きましたけど、こういったものが「定まったとき」というふうにしてありまして、特に日付、日数の規定をしないと。

その間について、ただ放っておくというわけにもなかなかいかないでしょうし、皆さんも恐らく、いろいろな方面との関係で、それなりに情報共有をしたりということもあるでしょうから、2ページ目に書かせていただいたように、時間がそれなりにかかる場合には、規制委員会との関係では公開会合とか面談みたいなものの形で、事案の性質に応じて、いろいろな形で状況を把握させていただくというようなことを考えるのが一つのやり方かなということ、御提示をさせていただいているものでございます。

これにこだわるものではありませんので、もっといろいろな工夫の仕方もあろうかと思えますし、事業者の皆さんの実際の実務との関係で、こういうやり方をしたほうがより節目と合うよとか、いろいろな皆さんのプロセスと重なっていくよというようなことがあれば、ぜひ御意見など頂ければと思えますし、こういう運用をするんだったらこういう点に留意してほしいとかいうような留意事項的なものも御提案があるかもしれませんので、どういった形のコメントでも結構ですので、皆さんからお気づきの点があれば頂戴をできればなというふうに思っております。

どうぞ、この後は、皆さんからぜひ御自由に頂ければと思えます。

いかがでしょうか。特に、最近割と長く時間のかかったものを御担当した電力会社の方とかが少し口火を切ってくださると、大変皆さん発言しやすくなるのかと思えますけど、何かございませんか。

こういう方向で考えるのはいいのか、悪いのかみたいな、そういう非常に簡単なコメント、感触みたいなものでも構いませんけれども。

○尾崎グループ長 中部電力の尾崎でございます。

○金子審議官 では、中部電力さん、お願いいたします。

○尾崎グループ長 頂いた内容は拝見いたしまして、我々の実務にとっても非常によい形で見直しをしていただいていると考えております。ありがとうございます。特に異存はございません。ありがとうございます。

○金子審議官 ありがとうございます。

ちなみに、今そのように、ある意味肯定的にコメントしていただきましたけれども、是正処置が定まったときというのは、運用上は、例えば中部電力さん、確定的に何か、このときにしようというのは決められるものでしょうか。

○尾崎グループ長 我々のケースで言いますと、所内でトラブルの場合は、発電所長以下、審議会で審議をいたしまして、その後には是正措置計画書というものを所長まで回覧いたして、承認行為を行います。私が具体的に思うのは、その是正措置計画書というものを所長が承認した時点がこれに該当するというふうに理解しております。

以上でございます。

○金子審議官 なるほど。よく分かりました。

それぞれの組織、会社によって、もちろん具体的なプロセスや名前のつけ方は違うことがあろうかと思えますけど、概ね、その社内、組織内で、そういう全体のまとめの意思決定みたいなものが起こるタイミングというのがあるという前提で考えればいいということだと受け止めました。

ほかの方からいかがでしょうか。

今電力会社からは一つコメント頂きましたけど、JAEAのどちらかの部署で、何かこれでやるとうまくいきそうかなとか、うまくいかなさそうかなとか、何か感触をお持ちの方、いらっしゃいませんか。

○中村技術副主幹 原子力機構、中村と申しますが。

○金子審議官 中村さん、お願いいたします。

○中村技術副主幹 ちょっと気になったのが、再発防止のための対策と。要は是正措置が定まったときといったところで一つの区切りを設けている点についてなんですけども、基本的にこういった不適合等々の処置をする場合は、当然是正処置するんですけども、処置の内容が決まった時点で、是正処置計画というものを我々も起案することになります。

処置が終わった時点で、是正処置の報告、終了報告みたいなものをするんですけども、そこはスコープにせず、あくまでも計画が定まった段階で、法令報告という形で規制庁さんに報告をして、要は法令報告の終わりとしてはそこまでというような認識でよろしいのでしょうか。

○渡邊係長 実用炉監視部門の渡邊です。

今御発言いただいた内容は、今ちょっと私の理解なんですけれども、是正措置でこういったことをやっていくという計画が定まった段階で報告すればいいのかということかと認識しているんですけども、現状、今法令報告で原対報としてもらっているのも、まさにそういった段階で報告をもらっているのかなと認識しておりまして、当然、その是正措置やってみて効果がどうだったというところもあるかとは思うんですけども、ちょっとそこは一度法令報告もらった後、検査等で引き続き有効性というのは見ていくということかと思しますので、計画が定まった段階で報告いただくということで、そういった御認識でいいのかなと私は考えております。

○中村技術副主幹 原子力機構、中村です。御回答ありがとうございます。

この質問させていただいたその背景というか、原子力機構でこれまでの法令報告等の対応を見てますと、一度報告させていただいた後に、またさらに補正という形で何回か、要は是正処置の進捗等々も含めて御報告をさせていただいているケースもございましたので、そういった点について改めて確認させていただいた次第でございます。

あと、もう一点、ちょっと伺いたいんですけども、あとは原子力機構の場合は、是正処置報告、是正処置が決まった段階で、ほかの拠点等の水平展開の状況とかについても検討を対応していくことになっております。そういった中で、これまでも法令報告の中で水平展開等の状況についても御報告はさせていただいたんですけども、この点については今後、こういった形で、要は法令報告として報告を求めるものとするのかどうなのかといったところについて、お考え等ございましたら、ちょっと教えていただきたいなというふうに思っています。

○渡邊係長 原子力規制庁の渡邊でございます。

そこはケース・バイ・ケースかなと思っているんですけども、JAEAさん、その水平展開やっていた内容について御報告いただけるのは、こちらとしては好ましいことなのかなとは思うんですけども、まずは当該法令報告事象について、その原因究明と再発防止策というところをまずは御報告いただくというのが、法令報告のミニマムの要件とい

うか、そういったところになってくるのかなというふうに私は理解しております。

○金子審議官 規制庁の金子ですけど、若干、私なりの理解を補足をさせていただきますと、今渡邊からあったように、事案の性格によって、そもそも水平展開を要するものと要しないものというのが、そもそもあると思います。

要するものということと言うと、例えば設備機器、部品みたいなものの不具合みたいなものがあれば、類似のものがいろいろなところで使われていて、それがその設備、当該設備固有のものではなくて、ほかにも発生し得るような状況があれば、恐らく確認をすることが必要になるでしょうし、それ以外に運用上の何かミスみたいなものがあって、これは、例えばいわゆる品質管理上の問題として、そういう原因があるということが特定されれば、似たような品質管理をやっているものについて、そういう穴がないのかどうかということの確認をしなけばいけないとか、類似のプロセスを持っているところについてはそういうことが起きていないかどうか、確認をしましょうといったような展開の仕方があろうかと思えます。

そういうものがないものについては、もちろん当然、そもそも状況及びそれに対する処置を報告していただく中にそういう処置がないので必要がないということだと思いますけれども、先ほど、申し上げたような水平展開を要する、それに対する処置の中に当然入っているというふうに理解されるものについては、お考えをいただかなければいけないでしょうし、当然お考えいただくんだと思いますけれども、それも併せて報告の中に含めていただくことが適切なケースというのは多くあるんだろうなというふうに思いますので、そこは従来とあまり変更をする必要もないでしょうし、逆に言うと、そういう理解を、むしろもう一回明らかにしておいた方がよければ、この機にそういう性格のものについては含まれるのであるということを確認にするようなことも必要であれば、やっただけいいかなというふうに受け止めました。

○中村技術副主幹 原子力機構、中村です。

御回答ありがとうございました。お考えについて、理解いたしました。

資料のほう、下線も引かれているとおりに、面談や公開会合等によって状況を把握していく中で、そういった報告書の内容、どこまでやるのかといったところについても決まっていくものだというふうに認識をいたしました。

どうもありがとうございました。

○金子審議官 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか、御参加の皆さんから。どんな点でも結構です。

ここは、ごめんなさい、字が小さくてうまく見えてなくて、手を挙げていただいているのは。東電ですかね。ちょっと声が入っていないようです。入ってますかね。声がちょっと遠いようでありまして、小さくなってしまっているのですが、何かの設定でしょうか。

ちょっとお待ちしますね。

○安達グループマネージャー 東京電力、安達ですが、こちら、これでは聞こえますでし

ようか。

○金子審議官 ちょっとかすかに聞こえている感じですけど、ほかの方々もちょっと聞こえているかどうか不安なので、もしもう少し何か大きくする工夫がありましたら、ちょっとトライしてみただけですか。

○安達グループマネージャー これで聞こえますでしょうか。

○金子審議官 はい。こちらは聞こえておりますが、御参加の皆さん、大丈夫ですかね。聞こえていない方がいらっしゃったら、ちょっとバツ印でもつけていただいたら。

大丈夫そうでしょうか。はい、すみません。では、それをお願いいたします。

○安達グループマネージャー 失礼しました。東電、安達です。

先ほどのいわゆる最終的な報告のタイミングの目安として、いわゆる是正処置の計画が建った段階といったところでしたが、この計画の段階で報告するといった趣旨は、実際に是正処置を実際、事業者が進めるところの律速ではないという理解で、認識は合っていますでしょうか。

規制庁さんへの正式な報告がまだされていない、御説明が終わっていない段階で、事業者が別には是正処置を、実際のその設備の対策がない対策を進めるでも、それはオーケー、構わないということで、認識は合っていますでしょうか。

以上です。

○金子審議官 趣旨はこうですね。いわゆる正式な計画というか、文書のようなものを東京電力の中でオーソライズする前から、必要な処置を講じることがあるんだけど、それを妨げるという趣旨ではないですよという、そういう御趣旨だと理解すればよろしいですか。

○安達グループマネージャー 同じ、すみません、繰り返しになってしまいますが、規制庁さんへの正式な報告を待たずに、いわゆる社内で是正処置を実際に進めてしまうといったところは問題ないですよという確認でした。

○金子審議官 社内の計画のオーソライズではなくて、規制庁との関係での報告のタイミングという、そういう趣旨ですね。

○安達グループマネージャー さようです。

○金子審議官 分かりました。

それは逆に言うと、どんどん、安全のための措置は進めていただかなければいけないので、手続のために待っていただく必要は全くないというのが我々の認識で、裏を返して申し上げますと、きっと是正処置は部分的にでもきっと始められるようなものというのがあるって、最終的な取りまとめをされる前からできることというのはきっと講じられるのだと思います。

そういうものももちろんやっていただきながら、先ほど来ちょっと出てますけれども、最終的な報告を受け取る前のいろいろな状況の把握であるとか、情報共有の際にそういう状況については共有をしていただければそれで十分というふうに、我々は理解をしております。

ます。

○安達グループマネージャー 承知いたしました。ありがとうございます。

○金子審議官 そういう理解であれば、別に運用上は支障がないというふうに受け止めてよろしいでしょうか。

○安達グループマネージャー はい。問題ないというふうに理解しております。

○金子審議官 はい。分かりました。ありがとうございます。

ほかの方、いかがでしょうか。何か今みたいな、御懸念みたいなものがあればどうぞ、ぜひ確認をしていただけたらと思います。

よろしいでしょうかね。特に、あまり御異論的なものは、今ちょっと運用上の御心配な事項というのは出ましたけど、御異論的なものがなければ、我々の中での少しこういう方向を追求するというところで考えていければなという感じはしておりますけれども、もちろん、中で議論をしていく中で若干形が変わることはあり得るのですけれども、これを一つの下敷きにしながら議論を進めていければと思いますけど。そういうことに当たって、何かこういう点は配慮しておいてほしいとか、こういう点は確保しておいてほしいとか、留意事項的なことがあればそういうことでも構いませんけど、いかがでしょうか。

ここは結構大事な、皆さんの作業であり、我々の運用でありというところで大変大きな分かれ道と言いましょうか、になるところでもありますので、お気になる点があればぜひこの機会におっしゃっておいていただけると大変、我々としても助かります。

いかがでしょうか。よろしいですかね。

どうぞ。今手を挙げていただいているのは、ごめんなさい、ちょっと画面に所属がなかったもので、どうぞ御発言ください。

○黒石安全管理グループ長 原燃工、熊取の黒石でございます。

○金子審議官 はい、原燃工さんですね。お願いいたします。

○黒石安全管理グループ長 今の御議論、拝聴いたしまして、こういうこともあるのかなと思ったのは、報告が複数回ある場合も起こり得るだろうなというところでございます。

急いで対策を打つべきだという、その段階で対策として報告することもあるでしょうし、それで全て対策ができたというわけではなくて、追加で実施することも、もう一度追加で報告させていただくようなことも、起こり得るのかなという、そういう理解でよろしいでしょうか。

以上でございます。

○渡邊係長 規制庁の渡邊でございます。

やはり、事例、事象によるのかなという気もするんですけども、規制側としては一度その是正措置が定まったということで報告を頂きたいということで、頂いた後に、何か、もし状況の変化みたいなものがあれば、再度報告を求めるといことも場合によってはあるのかなというふうに想定はしております。

○金子審議官 よろしいですかね。

恐らく、今のお話は、一番最後の報告をする前の中途の段階でいろいろ情報共有をするということとはまた別に、一旦こういうことを、この事象の概要はこうで、こういうことなので、こういうことを対策として講じますということ、例えば報告をしていただいた後に、何か追加的に必要なことが起きて、さらに追加的な処置としてこういうこともやることとしましたというような報告があった際に、ある意味、二段階報告的なものになるかもしれませんがけれども、そういう追加があっても構わないかという趣旨だと理解をいたしましたけれども、そういうものも当然あっても構わないとは思っておりますので、そういうことの趣旨で合っていれば、そのように受け止めていただければと思っておりますが、そういうことでよろしいですか。

○黒石安全管理グループ長 原燃工、熊取の黒石でございます。御回答ありがとうございます。

ほぼほぼ同じように私のほうでも考えたところでございまして、実際問題、ケース・バイ・ケースだと思っております。一度で状況がよく把握できて、対策がきっちり計画できてという場合であればいいですが、やはり大きな事象、影響の大きいものほど急ぐでしょうし、調べればほかにも出てくるだろうというようなことがあった場合に、まずは急いで処置するということがあるような、思いますので、そういう場合には、複数回ということもあってもあり得るのかなというところでございます。

以上でございます。

○金子審議官 ありがとうございます。よく分かりました。

今おっしゃられたようなケース、割と早い段階で対策、対応が求められるような事案が起きた場合に、それをこの法令報告の中の報告という形でしていただくのか、それとも先ほど申し上げた、状況の把握の中で必要な対策を打っていきますということを私どもと情報共有をしていただくプロセスの中の一環として位置づけるかというのは、事案によって変化があって構わないと思っておりますので、どちらかという、後者のほうになるような感じがいたしますけれども、多分、最初から全体像はまだ分からないだけども、当面こういう対策はしっかり打っていかねばいけないのでやりますというような形のケースが想定されると思っておりますので、そういう場合は最終的な報告は少し後ろに置いておいて、当面やらなきゃいけないこととして、こういうことがもう特定されているので、これについては手当てをして、できるものからやっていきますというような形で情報共有をいただいて、それを例えば公開会合であれば世の中にも広く分かっていただけますし、私どもと情報共有していただければ、面談の形式でも、概略については世の中の方にもしっかり理解していただけるようなものになると思っておりますので、そこについてはやり方、固定せずに考えていいのかなというふうには思います。

ほかの観点で何か、コメントなり、御心配な点など、ございましたらどうぞ。何でも。

よろしいでしょうか。また、もし後で何かありましたら。

○田中チーフマネジャー すみません。

○金子審議官 どうぞ、どうぞ、ごめんなさい。どちらかな。

○田中チーフマネジャー 関西電力田中です。

○金子審議官 関西電力さん、よろしくお願いします。

○田中チーフマネジャー 今10日報で少し頭が整理できていないんですが、要はトラブルが起こったときに、その途中経過を報告をして、公開会合を行うと。

そういったことをしようとする場合は、一旦、10日報という形で出させていただいて、そのようになるのか。それとも、途中段階であれば、10日報というのではなくて、当社の中間報告といった形で出させていただいて、御議論いただきながら最終的にコメントも頂いた形で10日報として出すのか。

その辺がちょっと、頭の整理ができていないんですが。

○渡邊係長 原子力規制庁の渡邊でございます。

今おっしゃられているような10日報というのは、ちょっとどういうことかというのはあれなんですけども、今我々として考えていますのは、今実態としてその報告が半ば三段階になっていて、直ちに報、10日報、あとは最終的に原因究明と再発防止策が定まったときの原対報というふうになっておりまして、今我々がこうしたらどうかという御提案させていただいているのが、今10日でドキュメントとしての報告書をもろうというところは不要として、ただ、今までその10日報でもらっていた事象の途中経過といったところは面談ですとか、公開会合とか、ああいう条項で適時のタイミングで、我々としても知りたい内容ですので、御報告いただくと。

そういった、ちょっと実態の運用面でカバーすることで、一つの10日報といったドキュメントの作成といったところは不要としてはどうかというのが、今我々から提示させていただいている内容ということなんですけれども、これでよろしいでしょうか。

○田中チーフマネジャー 最終的に法令として報告させていただくのは、最終的に公開会合等で議論された後に、最終的に当社、事業者から出していくものと。最終形式が10日報というか、法令報告というふうな認識でよろしいでしょうか。

○渡邊係長 はい。その認識で、我々も考えております。

○田中チーフマネジャー はい。ありがとうございます。

○金子審議官 見方を変えれば、規制庁の金子ですが、今10日以内となっている、10日以内という期日がなくなるので、義務的に10日でやっているものというのが、ただ単になくなって、最終報というのがその10日と言っていつて期限を切っているものの代わりになるというふうに受け止めていただければいいのだと思います。今御提示をしている案はですね。

ただ、一方で、先ほど来、議論になっていきますけれども、そうはいつでも、では1か月放っておいていいのかというようなことは当然あって、これは事案の、ある意味重大さとか、我々として安全上の関心がどれぐらいあるのかとか、波及効果があるのかないのかとか、いろんなことによると思いますけれども、きっとこれは施設を運用しているそれぞれの組

織、会社にとってもそうでしょうけれども、5日、1週間、10日くらいの間には、大体これくらいのことは把握ができ、このようなことを講じていく方向だというようなことというのは、きっと整理をされて、情報共有ができる形に、これは私どもとの関係でもそうですし、対社会との関係、あるいは施設を立地している御地元等との関係でもそうだと思いますけれども、そのようなことがあると思いますので、いずれにしても、この法令上の10日という期限がただなくなっただけで、そういう形式的に10日報をしなければいけないという義務が後ろに行くけれども、その時点で情報共有していただくことというのは、先ほどのように、面談なり、公開会合なり、私どもとの関係でもきっと必要だろうというような運用になるというのは、念頭に置いておいていただければと思います。

○田中チーフマネジャー はい。ありがとうございます。

○金子審議官 ほかにいかがでしょうか。

今少し、私なりに解説をしましたが、裏を返すと、結局、何かいろいろちゃんとまとめなきゃいけないんですねという意味においては、皆さんの実体論としての作業はそんなに変わらないということなのかもしれませんけれども、文書仕事としての10日報を作らなきゃいけないという点に関しては、少し事務手続的には負担が減ることになるかもしれないという部分はございます。

ほか、どうぞ。何でも御疑問の点でも、ここはこういう理解でいいのかという御確認でもいいです。御不安なこととか、もしあれば、どうぞ。

よろしいですか。

関西電力さん、もう一度、お願いします。

○榎本マネジャー 関西電力の榎本です。

資料の2ページ目のところに、深刻度SLⅢ～Ⅰのところを書いていますけれども、例えばSLⅢ～Ⅰに該当するのはこういう事例ですというのを、規制庁さんのほうで、例えばアメリカのエンフォースメントポリシー、エンフォースメントマニュアルなどを参考に策定されて、また提示されるという、そういう理解をしておいてよろしいでしょうか。

○金子審議官 規制庁の金子です。

おっしゃった点は、どこまで文書にして明らかにするかというのはまだこれからですけれども、これはすみません、我々ある意味、念書きで書いているだけで、今皆さんと御議論したようなことが万が一うまくいかないという場合に、どのように規制機関として最後の対処を持っておかなきゃいけないかということを書いたものなので、まだそこまで具体的にどういうものをどれくらいの深刻さで取り扱おうかとかということ念頭に置いているわけでもないのですけれども、最後、これで皆さんと共有した上で、何か、その仕組みがうまくいかないときに、どうやってしっかりした対応を求められるような仕組みをつくるかという視点で書かせていただいたものという段階で御理解いただいたらと思っています。

○榎本マネジャー 分かりました。

今後、SLⅢとかⅠのところの議論をされるときには、また、従来から検査制度会合でも議論させていただいているところではありますけれども、重要度等の相関を持った深刻度での判断基準、そういったものを策定していただけると、我々の事業者の活動もしやすくなるかと、そういうふうを考えておりますので、また引き続きお願いしたいと思っております。

以上です。

○金子審議官 はい。この議論をさせていただくときには、また、意見交換なども含めて対応させていただきたいと思っております。

今想定しているのは、どちらかという、ちょっと言葉は悪いですがけれども、対応していただかなければいけないことに真摯に対応していただけなかったような場合をどう取り上げるかということなので、安全上の重要度というよりは、まさにその深刻度レベルとして、ある意味の不法的な行為、不正的な行為をどう深刻さを取り上げるかというか、位置づけるかという視点だけになるとは思いますが、もちろん事案の安全、重要度が高いものに対して何かそういうことがあれば、より深刻度が上がるというタイプの比例関係というのはあると思いますが、基本的にはそういう観点で、このⅢからⅠというのを位置づけていくということだとは思っております。

○榎本マネジャー 分かりました。ありがとうございます。

○古金谷課長 すみません。規制庁の古金谷ですがけれども、例えばの例で言うと、昨日委員会に報告をしました。高浜の4号機の、スケールのSGの傷の関係ございました。それは、SLもⅣで、緑ということです。これは当然、事業者のほうもしっかりと原対のレポートを出してもらって、我々の中でも評価をして、という行為をしました。

仮にこの事象の、関電さんの対応が非常にお粗末であるとか、何もしていないというようなことになりましたら、重要度としては事象そのものの評価ということになりますから、緑のままですがけれども、やはり今金子が申し上げましたように、規制対応に対し、我々の行政行為に対しての不作為というようなところがあるかと思っておりますので、緑ではあるけれども、そういった対応のまずさ加減というところで、この深刻度としてはⅣではなくてⅢ、Ⅱ、Ⅰということも考えられるという、そういうことを今想定して、こういうことを書いておりますので、通常であれば、これまでこういったところで問題になった事例というのは、私が知る限り、実用炉監視部門自体も含めて、そういうものはないと僕は思っておりますけれども、仮にこういうものがあつた場合には、こういう対応も考えられるかなということの例として書いているということで御了解いただければ、御理解いただければと思います。

以上です。

○榎本マネジャー 関西電力、榎本です。

よく分かりました。ありがとうございます。

○金子審議官 ほかにございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、もしまた何かありましたら戻ってきても構いませんので、後ほど御指摘いただければと思います。

では、先にいかせていただきまして、3番目の議題です。廃止措置計画の認可前における発電用原子炉の報告対象ということで、ちょっとこれ、発電用原子炉に限った話ですけども、説明をしていきたいと思います。

それでは、まず規制庁のほうから最初、ありますか。では、いいですかね。

では、これは東京電力のほうから御説明いただくことでよろしいでしょうか。資料の3でございます。

○安達グループマネージャー はい。東京電力、安達です。よろしいでしょうか。

○金子審議官 はい。よろしく願いいたします。

○安達グループマネージャー 今回、我々、廃止措置計画、こういった廃止措置を予定しているプラントについての法令報告の扱いについて、前回の面談を踏まえて、状況を整理してまいりました。

大きく、資料としては、法令報告の要否を整理する考え方、この考え方に基づいて、具体的に告示の327号、こちらに記載されている機能あるいは系統機器について照らした場合、どのような整理になるかといったところ、大きく二つ、整理してございます。

まず考え方について整理したものが、パワーポイントの5枚ものになりますが、こちらの右上のスライドナンバー2ページ、お願いいたします。

こちら、主に考え方を整理してございますが、まず、対象となるプラントといったところについては、前回の面談会合等でも御説明したとおりに、事業者として、廃止措置の決定をして、それを何らかの形で公にしたものといったことを考えてございます。

具体的なその手段としては、廃止措置計画の事業者としての公表、あるいは廃止措置計画の申請、あとは炉規制法及び実用炉規則に基づいて提出する運転計画、こちらがいわゆる公の文書として考えてございます。

こういったプラントに対して、どのような機器、対象系統を整理するかといった考え方を整理したものが、(2)でございます。具体的な機器については、現状、告示327号、こちらに記載しているものをベースに整理するというふうにしてございます。こちらの記載について、PWR/BWR毎に整理してございます。

今回、②になりますが、廃止措置決定後のプラント、こちらの維持管理について、我々特に気にすべきところとしては、「核燃料の安定冷却・安全な取り扱い」といったところを非常に重要視してございます。そういった観点から、「核燃料の所在」、こういったところを大きく判断の整理のポイントとしまして、機能、系統、機器を整理するというふうを考えてございます。

③になりますが、実際に原子炉内に燃料がある場合とない場合といったことで、炉内に燃料がある場合については、我々いろいろと試行をしてみたんですが、ある程度、一般性を持って、対象となる系統、機器を法令報告の要否を整理するのは少し難しいといったこ

とがある程度、見えてきてございます。そういった観点から、炉内に燃料のある場合については、通常の運転プラントと同様に法令報告を適用する、いわゆる意思決定、廃止措置の意思決定をしても、法令報告の対象について、除外は設定しないといったことを整理してございます。

次に、④になりますが、原子炉内に燃料がない場合、いわゆるBWRですと、使用済燃料プールに全ての燃料が移動された場合といったことになります。こういった場合については、核燃料の所在がある程度、SFP内に制限あるいは特定されるといったことをもって、我々プラントの安全管理、維持管理上もある程度限定的になれるといったことで、法令報告を、対象を整理する上での普遍性を持って整理できるというふうに考えてございます。

その観点が、④にある三つのポイントになります。大きく上の二つの、保安規定に関する観点、三つ目の保安規定には関係しないんですけども、いわゆる我々がプラントの維持をする上で、機能維持すべきかどうかといった観点になります。

こちら、整理の順番なんですが、我々発電所、プラント、この運転あるいは運用あるいは設備の維持管理として、運用上の最上位にある文書が保安規定になりますので、こちらで機能要求を求められる、規定されている設備については、絶対にこの中から外れてはならないといったところがございます。

そういった観点から、保安規定で要求される設備については、網羅的に整理するといった観点から、まず第1点目の整理項目としています。保安規定にある設備を担保した上で、さらに我々のプラントの機能維持、核燃料施設を安全に取り扱う、冷却するといった観点から、どのような設備が必要になるかといった観点で整理してございます。

下のほうに、それに基づいたスクリーニングフローを整理してございますが、大きく観点としては、原子炉内に燃料がない場合については、まずは保安規定でLC0の要求がある、いわゆる運転上の制御が設定されるかどうかといったもの、あるいはその保安規定に直接明示されていませんが、LC0を起こさない、いわゆる運転上の制限を逸脱しないためにサポートをするための機器、これについては、保安規定上必要な設備として整理してございます。それ以外について、機能維持、我々が今後の廃止措置とかあるいは通常、その申請期間中のプラントの安全を維持するのに必要な設備といったものを整理すると、そういった順番で対象を整理してございます。

実際に、この整理をしたものが、資料の3の別表のほうになります。

ちょっと細かな設備、系統までは御説明しませんが、割愛させていただきますが、大きな見方としましては、こちら1枚目、BWRを例に取りますと、告示327号の機能あるいは系統、設備について、それぞれ真ん中より右側に保安規定の観点、あるいは保安規定のサポート系として必要な観点、その次に機能維持要求、我々の事業者として機能維持が必要かどうかといった整理の観点、要否の観点で「○」「×」をつけております。

具体的に、漢数字の一から八の項目については、実際に運転を止めて、プラントが停止中といったこともあるので、これについてはいずれも該当がないというふうに整理してご

ざいます。

裏面にいつていただきまして、実際に漢数字の九以降については、保安規定上のLC0の対象であったり、あるいはサポート系として必要であったり、あるいは機能維持として事業者が必要なものとして整理したものが整理してございます。

この「○」「×」を設定した場所から一つ言えることが、我々、機能維持、プラントの安全、核燃料の安定な取扱い、安定な冷却といった観点から抽出したものについては、すべからく保安規定で必要な設備が網羅されている、包絡されているといったところが、ひとつ整理として確認できてございます。

なお、この考え方に基ついて、実際、今回、我々事業者の考え方で、この対象の設備、整理してございますが、この一個一個の設備について該当とするかどうかについては、また細かな議論になりますので、考え方について御了解、御理解を頂けた上で、個別に必要なかなというふうに考えてございます。

その個別に議論とか、確認が必要な観点としては、廃止措置が実際に認可された以降のいわゆる性能維持施設といった観点がございます。

こちら、廃止措置認可以降に性能を維持する設備といったものになるんですが、廃止措置中に性能を維持するべき、その性能、求められる性能と、告示327号で求められる機能というところには大きく乖離がございます。その乖離があるといった観点から、必ずしも、告示327号に基ついて法令報告の対象とするかどうかといった観点と性能維持施設として対象となるかどうかというのは、必ずしもイコールにならないところもございますので、こういったところについては、今後の細かな議論として、整理、確認が必要なかなというふうに考えておるところです。

なお、今回、告示327号をベースに整理してございますが、現状、こちらのほうにはまだ記載がございません、常設重大事故等対処設備、こちらに資する適応の場合についても、この考え方に基ついて整理ができるのではというふうに考えてございます。

事業者からの説明、以上になります。

○金子審議官 ありがとうございます。

それでは、まず、規制庁側でも、皆様方からでもいいですけど、ちょっと御質問なり、確認なり、今御説明の内容についてありましたら頂ければと思いますが、いかがでしょうか。

では、事故室長の金子さん。

○金子室長 事故室長の金子です。

幾つかあるんですけど、まずちょっと大きな話からさせていただきたいと思います。

今回のような御説明は廃止措置の認可の前に申請があった段階ですとか、正式に計画を表明した場合ですとか、そういった場合に、通常運転中とは異なる法令報告の対応をしてもらえないかということだと理解しております。

この、法令報告の対象外とするということは、いわゆるその全ての規制の対象外にもつ

ていきたいと、そういうお考えでしょうか。例えば全てと言ってもあれですね、例えば具体的に言いますと、検査もしない、保全計画からも外す。具体的に言うと、資料3の別表2、例えばBWR、原子炉圧力容器ございますね。これについては、申請をした段階、例えば、その圧力容器に対する一切のメンテナンス等を行わない等々お考えという、そういう理解でよろしいですか。

○安達グループマネージャー 東京電力、安達です。

一切のメンテナンスをしないというものでは、その認識はございません。

我々、この告示327号に必要な機能としては、もう必要ないよねといったところは技術的に整理できているんですが、いわゆる一般的な構造物とか、中には水が入ったり、そういったものがございまして、そういった観点での維持管理というものは必要というふうに考えてございます。

以上です。

○金子室長 分かりました。

求められている機能に応じて、それ以外のものはメンテナンス等を行わない。いわゆる、求められている機能に応じて、それに応じた規制対象からは外してもらいたいという、そういう理解でいいですか。

○安達グループマネージャー はい。御理解のとおりです。

○金子室長 分かりました。その点については、理解しました。

もう一点、頂いている資料の3ページ目に、スクリーニングフローというのがございます。2ページにもございますけども、その中に、保安規定のサポート系で必要かどうかというものと、機能維持要求があるかどうかという、この2点、判断フローの中にありますけども、こちらは何のドキュメントを参照すれば分かるのでしょうか。

我々、行政官として、法令に基づく対応を行いたいという場合に、何かしら法的な担保があるドキュメントがあるとありがたいといえますか、それが必須なんではないかなと思っています。

繰り返しになりますけども、この二つの条件、どのドキュメントに定められているものなのでしょうか。

○関根チームリーダー 東京電力の関根でございます。回答させていただきます。

まず、保安規定のサポート系に関してですけども、これは、保安規定の対象物が明確になってますので、その例えば補機冷却系とかといったようなひもづけで、ある程度はお示しできるんじゃないかと思っております。

もう一つのほうの機能要求の維持ですけど、これ、廃止措置の審査の中で告示327の実際に法令報告が必要かどうかと、審査する際にお示しした会社さんもいらっしゃるんですけど、そういう資料でまとまったものがございまして、その中の整理資料ということで、御提示、ある程度できるんじゃないかなと思っております。

以上です。

○金子室長 分かりました。

今の御説明を解釈するに、例えば機能維持に関する要件については、恐らく、まとめ資料等々で、いわゆる原子炉設置許可の参考資料として提出されたものかと理解しております。

あと、保安規定のサポート系についても、保安規定に記載されている事項から、解釈するとこのようなものになるのではないかということだと思われまして、いわゆる法的に担保されたドキュメントはないのではないかという理解ができるかと思います。

今後は、もしこのフローで判断するのであれば、そのようなドキュメントを基に判断していかどうかという考え方が整理する必要があると思っています。

○金子審議官 ほかにございますか。

高橋さん。

○高橋係長 事故室の高橋です。

一つ、考え方をお聞かせ願いたいんですけども、まず保安規定のLC0というのは、発電所を運転するために最小限必要なものを定めているものです。運転することに少し特化しているところかなと思います。

その基準を裏返して、廃止措置の段階で用いるというのは、少し、何か毛色が違うのかなというふうに感覚的に思っています、(また、)必ずしもこの法令報告というのは、運転状態に着目しているわけではなくて、例えば規則の3号とか5号というのは設計要求から来るそういう要求事項を満たすかというそういう観点になっているので、何かイコールにマッチしていないような気もするんですけども、そこら辺の考え方、少し詳しく教えていただいてもよろしいでしょうか。

○安達グループマネージャー 東京電力、安達です。

いわゆる保安規定のLC0という表現、この文章の中で使わせていただいておりますが、これについては、運転モードだけを対象としているモードでは、状況といったものではございません。

保安規定については、原子炉の運転からいわゆる燃料交換とかプラントの停止、いわゆる実用炉として使っている全ての状態について、その状態において必要なその機能を保安規定として定義されてございます。

そういった観点なので、いわゆる廃止措置を申請中のいわゆる燃料交換の状態、プラントの停止の状態についても、これについては包絡されているというふうに考えてございます。

そういった観点から、同じパワーポイント資料の最後のページ、スライドの番号として右際の4番になりますが、我々この表の中では、PWとBW、分けてございますが、この上から2行目の保安規定といったところの行になるんですけども、ここにPWについてはモードの1から6とモード外という状態、BWRについては運転、起動、高温停止、冷温停止、燃料交換といった状態が記載されております。

こういった、P、B各原子炉の状態に応じて、その状態に応じて適応する保安規定が定められていますので、これにのっとなって、状態に応じて、すなわち担保しなければならない保安規定を抽出しているといったものですので、必ずしもこの運転状態だけに特化したとか、そういったものではないというふうに整理してございます。

以上です。

○高橋係長 私なりの理解でちょっと合っているか確認したいんですけども、この保安規定というふうな要求があるかという、そういうフローというのは、その発電所の原子炉の状況、系統の工学的な状況を捉えるための一つ的手段として、この保安規定を持ち出していると、そういう理解でしょうか。

○安達グループマネージャー はい。さようです。

我々がプランとの維持管理をする上での、やはり上流側にある文書といったところでして、やっぱり重みもございますので、そういった観点から、選択肢の一つとして外せないものとして今回抽出しているものです。以上です。御理解のとおりです。

○高橋係長 ありがとうございます。以上です。

○金子審議官 ほかにございますか。

渡邊さん。

○渡邊係長 実用炉監視部門の渡邊です。

先ほど少し御説明あった点について、ちょっと感触というか、考えをお伺いできればと思うんですけども、安全上重要な施設、構造を定める告示と、廃止措置認可でいうその性能維持施設が対応していないというような、私もそのように理解しておりまして、一つ、審査の基準レベルで明らかに違うなと思うのが、廃棄施設ですとか、放射線管理施設、モニターとかそういった系があるかと思うんですけども、ただ一方で、こういったところについては現在、通常運転段階での発電炉でも安重告示に定められていないということで、恐らく法令報告対象になっていないんじゃないかなと思って、その辺の少し乖離というのを、廃止措置段階での性能維持を図っている施設と、今その運転段階での報告が必要な施設というのは、若干、どう考えるのかなというものが、この中間領域で難しいと考えているんですけども、この辺の報告の要否なんかについて、感触というか、何かお考えがあれば、少しお聞かせ願いたいんですけども、いかがでしょうか。

○金子審議官 ちょっとお考えをさせていただいている間に、私も似たような論点でお聞きをしたいと思っていたので、補足的に伺いたいんですけども、これ、整理していただいた表だけを見ると、結果的にフローを作っていただいているものはあるものの、網かけになって「○」がついている、最後選ばれているのは全部機能維持要求があるかという、このイエス、ノーだけで、最終的には選ぶことができるんですね。

そうすると、今回考えていただいた中で、機能維持要求があるものというのは、結局、不具合があれば法令報告になりますという考え方になるのですけれども、そのことと今渡邊も申しあげましたけど、ここで言う機能維持要求というのと、廃止措置の段階に入った

ときに性能維持が求められているものの差というのは、そもそも廃止措置にいくんだからそんなにたくさんのを要求しなくてもいいでしょうと言っていることとの考え方との関係では、同じ方向に向いているのかなというのが、ちょっといま一つ、僕もよく分からないところまでできてしまって。要するに、隙間ができたり、ずれができたりしている部分というのはどういうふうに考えたらいいんだろうかというところが、いま一つじっくり来ていないということなんだと思うのですね。

したがって、そこら辺はこれ、お作りになられているときにどんな議論があったのかとか、そういう点は少し別に拾い出さなきゃいけないということなのか、そこら辺のお考えを伺えると、どういうふうに、これをまたさらにベースにしながら、ものを考えていけるのかどうかということが分かるんじゃないかと思って、すみません、補足させていただきました。

○安達グループマネージャー 東京電力、安達です。

ちょっと少し答えになっているかどうかあれなんですけど、我々、この整理をする上で、悩んだというか、少し頭をひねったところは、大きく2点ございます。

1点目が、我々、個別のプラントのその廃止措置の計画を申請して、具体的にこの設備が必要なかどうかといったことは、個別のプラントのユニークさを捉えて評価をした上で該当する、該当しないということが個別に設定されます。個別のプラントによって、「○」になったり「×」になったりしているような設備はあり得るんですけども、今回、この断面では、ある程度普遍性、一般性を持って整理しなきゃなんないというふうに思っています。

そういった観点から、やっぱりこの評価によって機能の維持要求があったりなかったりといったものについては、包絡性を担保する観点から、できるだけこの機能維持要求のところで「○」、いわゆる対象としましょうというふうに整理をしてございます。

そういった観点のところについては、我々、この補足のところに、別途何らかの評価が必要といったところで整理をしたところです。

なので、設備、実際のプラントによっては、実際の性能維持施設からこの「○」のついている被ばく評価のところをやった結果、不要だよねといったものになるものがあるかと思えます。

もう一つの2点目のほうが、性能維持施設との整合性といったところがございます。我々、今回のところで一番悩んでいるというか、一番負荷になり得ると思っているのが、もう実際にプラントの運転をしないといったものを意思決定している設備のものについて、運転中の事故時をも想定した安全機能をこの廃止措置の計画の認可が下りるまで担保しなければならないといったところが、ひとつ、あろうかと思っています。

そういった観点で、実際にこの原子炉から燃料がなくなってしまった場合、あるいはSFPに全部燃料を移動した場合というときに、原子炉格納容器の例えば密閉性とか、そういったものを、運転中のプラントと同等な機能の要求を求めますか、ここは求めなくても

いいんじゃないかといったところがあります。

そういった観点で、この告示327で求められる機能と、廃止措置計画中に要求される性能といったものに大きくギャップがある。そのギャップを、この表の中でどういうふうに整理するかといったところで、そこはよく議論とか認識、併せ確認が必要かなというふうに思っております。

ちょっと答えになってないかもしれませんが、事業者としての整理の経過としては、以上です。

○金子審議官 ありがとうございます。

思考の過程はよく理解をできたと思うのですがけれども、先ほど申し上げた、要するに、スタートが1から100までである、AからPまでと言ったほうがいいですかね。AからPまで要求されているものがあって、AからFまであればいいですねということに、例えばなるとしても、P以降に後から出てくるものというのは、本当に考えなくていいんでしたっけというようなものもきつとあり、そもそもAからFってどういうふうに本当に評価するんですかねという点もあり、そこら辺はもう少しきちんと考え方も含めて、議論をしていかないと、廃止措置計画認可後の必要なものへ移行していくというやっぱり考え方でないといけないと思うので、そういう視点での詰めが、議論が、少し深掘りをしていかなきゃいけないかなという感じは残っております。

ほかにございますか、何か。

それから、ほかの事業者の方々からでも結構です。何か御確認になりたいこととか、これは自分たちとしてはこう考えるというような御意見があったりとかというようなことがあれば、ぜひ頂ければと思います。

よろしいですか。

ちょっと金子からも一つ、全然別の視点で、どういうふうに見えることを見込んでおられるかということをお聞きしたいことがあるのですが、これ、もしこういう方向で規制当局の法令報告との関係では整理をしていったとして、各組織、会社で自主的にやっておられるいろいろな公表とか、関係者への御連絡みたいなものがあると思うのですが、そういうのは併せて変更されるというお考えになっているのか、そこは、なかなか話を持ち出すのが難しいので、そのままですということなのか、そこら辺はどうお考えなのか、もし、感触をお持ちの方がいらっしゃいましたら教えていただけますか。

これは、東京電力さんだけにお伺いするのは酷だと思うので、もしほかの方で、こうしたいと思っていますとか、こういうふうになるといいなと思っていますとか、そういうことでもいいと思うのですが、なかなかそこまではまだ御検討というか、想像が及んでおりませんか。

と申し上げましたのは、私どもとの関係は、私どものこの法令の体系の中でいいのですが、そういうのが変化することによって、世の中の方はどういうふうに情報を受け止められたりすることが変化するのかなということ、我々もよく認識しながら議論をし

なければいけないかなという問題意識もあるものですから、そのようなことをお伺いしておりまして、別に皆さんがどうしなければいけないとかということをとやかく言うつもりでは全くございません。もし、何か方向性がおありになるのであれば、それも、我々も知った上で議論をしたほうがいいかなと思ったというぐらいの趣旨でございます。

なかなかお答えいただくのは難しい質問だったかもしれませんが、ほかに皆様方からここでレイズしておきたいようなことがなければ、ちょっとこれは今御指摘をさせていただいたような点も含めて、継続的に少し検討を進めていければというふうに思いますし、全てを一遍に全部結論出さなきゃいけないということでもないかもしませんので、引き続き継続をしていきたいと思えます。

今の時点で、こういう論点もその継続の中で扱ってほしいとか、留意事項とかいうようなものももしお持ちの方いらっしゃれば、この時点でおっしゃっていただけると大変助かります。

よろしいでしょうか。

では、東京電力さん、ありがとうございます。また引き続き、今日の議論も踏まえて、どういうふうに考え方を整理をしたり、そもそもの廃止措置計画段階になったものとの関係でどういうふうに整合性を持たせたらいいのかというようなことについても、また継続的に議論をさせていただければと思います。

それでは、議題の4番目に参りたいと思えます。今の論点とつながっておりますけれども、廃止措置計画の認可後の法令報告対象についてでございます。

これについては、規制庁からでよろしいですかね。渡邊さん、お願いします。

○渡邊係長 規制庁の渡邊です。

続きまして、資料4-1、廃止措置計画の認可後の法令報告対象について、説明させていただきます。

今度は、廃止措置計画が認可された後の議論をさせていただければと思っているんですけども、1ページ目で示させていただいていますのは、まず今その発電用原子炉及びその研開炉の法令報告規則の運用についての、法令報告の考え方の解釈を規制庁から示した文書があるんですけども、実用炉とその研開炉にのみ廃止措置に移行した段階の法令報告についての考え方というのが示してあります。

一方で、核燃料施設等の法令報告、解釈というところでは、廃止措置計画認可後の考え方というのが明記されていないので、今回の見直しの中で、皆さんと少し議論をして、ある程度明確化できればいいのかなというふうに考えております。

2ページ目以降、書かせていただいておりますのは、今規則をしゃくし定規に読むところなるというところを、少し考えを書かせていただいております、つらつらと加工、試験炉、貯蔵、再処理、廃棄物管理、使用ということで書かせていただいております。

基本的には、ただ、まとめとしては、最後の8ページでございます表に少しまとめているんですけども、そのような核燃料施設の法令報告、規則の2号、3号というのは、どれ

もある程度同じような書き方になっておりまして、例えば加工に予期せぬ故障が起こって加工に支障を及ぼしたときですとか、再処理に支障を及ぼしたときというふうになっておりまして、またその3号では、故障によって安全機能が喪失したことで加工に支障を及ぼしたとき、再処理に支障を及ぼしたときというふうに、法令報告対象が定められております。

ですので、規則を読めば、廃止措置計画が認可された後においては、基本的にはそういった業を行うことがなくなりますので、2号、3号といったところは、廃止措置計画が認可された後は、基本的には発生し得ないというふうに考えられるということ、今少し今後解釈などで明確化できればいいのかなというふうに考えております。

ただ、8ページに少し示させていただいた中で、「？」とついているところについては、少し、今回の公開会合等で議論させていただければと思っている部分なんですけれども、一つ目としては、再処理施設で安全機能が失われたときの報告というのは、先ほど申しましたように、廃止措置計画が認可されれば、普通に読めば、報告不要というふうになるんですけれども、一方で、東海再処理は恐らく、廃止措置計画に移行するときに、特例的に、まだ回収可能な核燃料物質が施設内に残っているといった状態ですけれども、廃止措置に移行したという状態がありますので、我々としては、やはり廃止措置が認可されたとは言えども、まだリスクは残っているといえますか、再処理は行わないけれども、少しまだリスクが残っているということで、しゃくし定規的に、今機能喪失について報告不要とするのは、ちょっとまだ早いというか、我々としては、まだ引き続き報告が必要なのではないかというふうに考えているので、この点について何か御意見あれば、頂ければと考えております。

あともう一点は、その使用なんですけれども、使用については同じように、使用等に支障を及ぼしたときといった記載が解釈にございます。

ただ、この使用等といったところの定義が若干曖昧なんですけれども、通常考えると、使用施設等と言ったときには、核燃料施設の貯蔵、廃棄というものが含まれますので、貯蔵、廃棄といったところは廃止措置段階に移行しても、恐らく引き続き行われるということで、まだ法令報告対象事象が発生し得るというふうに考えられるのではないかということなんですけれども、ただ一方で、先ほど少し説明させていただきましたとおり、ほかの核燃料施設では、恐らく廃止措置計画に移行した際は、当然、リスクが下がっているということで報告不要となることの横並びを考えると、少し、使用からのみ、こういったところについて報告を求めるといのは、少しグレーデッドアプローチの観点からすると、あまり適切ではないのかなというふうに考えているので、この辺についてもう少し御意見頂ければと考えております。

概要ですけれど、説明は以上になります。

○金子審議官 ありがとうございます。

実用炉以外のものについては、形式で切っていくとちょっと凸凹に、違和感が出るケー

スがあり、実態で切ろうと思うと、どういうふうに運用したらいいかというところに悩ましいところが残るとというのが説明のポイントだと思いますけれども、ここら辺は恐らく一番幅広く関係があるのはJAEAさんではなかろうかと。今実例が出た東海再処理をお持ちであり、使用施設もたくさん許可をお持ちなので、JAEAから見ると、今日ちょっと、一案として、こういう論点がある、あるいはこういう方向で切るとこういうところに少し議論をしなければいけない点があると思うけどという形で提示をさせていただきましたけれども、何かコメントなり、考え方なり、お気づきの点なり、最初にJAEAさんのほうから頂けると大変ありがたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○中村技術副主幹 原子力機構、中村です。発言よろしいでしょうか。

○金子審議官 はい。お願いいたします。

○中村技術副主幹 まず再処理に関してちょっと述べさせていただきたいんですけども、規制庁さん、おっしゃるとおり、東海再処理は廃止措置計画、認可いただいていますけども、かなり特殊な状況だというふうに認識してございます。

こちらに御記載いただいたとおり、この回収可能な核燃料物質が残っていること、あとは実際、今ガラス固化処理の運転に向けていろいろ対応してございまして、そういった特殊な状況であるということも鑑みまして、議論が必要だというふうな認識は我々としても持っております。

なかなか、どういうときに法令報告をすべきで、どういうときに法令報告をすべきでないのかといったところについて、なかなか判断が難しいのかなというような認識でありますので、これはやっぱ、事象が発生した都度、いろいろと御相談をさせていただいた上で、その報告対象とすべきかどうかといった点に・・・決めていければいいのかなというふうに今のところは考えてございます。

以上となります。

○金子審議官 ありがとうございます。

使用全般については、これもやっぱりケース・バイ・ケースということなのでしょうかね。恐らく、そういう意味では、先ほど渡邊から御説明をした8分の3ページにあるように、使用等に支障があるというのの範囲は、いろんなものが含まれてしまっているんで、使用等を残さないとならなくなっちゃうし、残すと余計なものまでいっぱい入っちゃうみたいなどころがあって、これは形式上どう書くかという難しさということではなかいかもしれませんが、そこら辺は、より、この「使用等」というのはその施設あるいは運用の段階に応じて、こういうものかというふうなことが明確になれば、それなりに運用ができるような規定ができるということかもしれませんし、何かそこら辺で、もしお気づきの点とか、あるいはこのように運用できるかという点とかというのがもしあればと思いますけれども、特にございませんでしょうか。

いかがでしょう。

○中村技術副主幹 原子力機構、中村です。発言よろしいでしょうか。

○金子審議官 はい。お願いいたします。

○中村技術副主幹 使用施設に関してですけれども、こちらもケース・バイ・ケースになるのかなという。

なかなか、使用といった場合に、どういったものが明確に定義されるのかといったところはおっしゃるとおり、なかなか決めづらいところがあるのかなというふうな認識をしておりますので、おっしゃるとおり、ちょっとその都度判断ということになるのかなというふうには、今のところ考えております。

ただ、ちょっと我々として、一番、使用施設についてちょっと懸念があるというのが、要は、今回規制庁さんに御提示いただいている資料の中で、廃止措置計画の認可といったところが一つ含まれてはいるんですけれども、使用施設の場合、例えば原子力機構の原科研とか、核サ研とかいった拠点の場合、複数の施設を一つの許可の中で運用してございます。では、例えばその中の一つの施設を廃止しますといった場合に、その施設単位の廃止措置計画を出すということはしてなくて、使用変更許可の中で施設の廃止を進めているということにはなってございます。

なので、廃止措置計画が出てないんですけれども、実際には施設単位でこれが廃止に向かっているとか、これが廃止に向かっていないとかいったところが分かれているというのが実体になってございます。

なので、なかなかその廃止措置計画が出てる、出てないにかかわらず、それぞれのその使用施設におけるその使用状態を鑑みて、法令報告になるのかどうなのかといったところをある程度議論することになるのかなというふうに考えてございます。

ちょっと感想みたいにはなってしまったんですけど、以上になります。

○渡邊係長 規制庁の渡邊でございます。

具体的な情報提供、ありがとうございます。

少し、この点でお伺いさせていただきたいんですけれども、今やはり使用施設の許可の中で複数の使用施設があって、いきなり廃止措置に行くことはなくて、段階的に施設を廃止していくということで、そういった難しさがあるという点は理解しました。

少し、実態として教えていただきたいのが、では、その部分的に使用変更許可で特定の使用施設を使用することはなくなるといった対応を取っていくかと思うんですけれども、とすると、使用変更許可後には、それまで使用施設としていたところが使用施設ではなくなれば、当然、法令報告対象から外れてくるのかなというふうに考えてはいるんですけれども、その辺は実態問題、どうなんでしょうか。まだ引き続き報告対象となっていて、実態と乖離しているとか、その辺は何かお考えがあればさらに教えていただくと助かります。

○中村技術副主幹 原子力機構、中村です。

おっしゃるとおりですね。この廃止措置、その施設単位で使用の許可から落としていって、その後、その施設が完璧に管理区域解除となりましたら、当然、法令報告の対象とな

ることもないのかなど、そもそも、法令報告に該当するような事象が発生しなくなるといった意味合いで、対象になることはないのかなどというふうに考えてございます。

一方で、その施設を廃止するための流れで言いますと、使用変更許可で、まずは施設を許可から落とすといった行為を行った後に、当然まだその時点では、現場の中で管理区域運用されてございますので、その後、施設の除染等々を進めていって、その間、保安規定は生きていることになっているんですよね。最終的に施設の除染等が終わりまして、管理区域解除できるといった段階で保安規定のほうを申請させていただいて、それが認可になったと同時に、管理区域が解除されるというふうな運用をしてございます。

なので、ある意味、その許可がトリガーになるのではなくて、保安規定の中でこういった状態になっているのかといったところで、そういった施設についてトラブルが起こった場合に、それが法令報告になるのかどうなのかといったところを議論するのかなというふうに考えております。

○渡邊係長 ありがとうございます。状況は承知しました。

○金子審議官 ありがとうございます。

そういう意味では、廃止措置計画認可というのも一つのトリガーではありながら、もうちょっと違うことも検討する必要があるでしょうね、実体論との兼合いではですね。

それをどこまで精緻にやるかということかもしれないけれども、そういう論点があるということについては、よく認識ができたかと思います。

ほかの皆さんから、特にございますか。

それで、これに関連して、JAEAのほうから人形峠の環境技術センターの加工事業についての少し、現状を踏まえたどういう法令報告になり得るのかという考え方を整理していただいているものもあるので、これ、せっかくですからちょっと御説明を、今の段階で頂ければと思うのですが、JAEAのほうからお願いできますでしょうか。

○菅田マネージャー 原子力機構、人形峠の菅田でございます。それでは、説明させていただきます。

資料の4-1で、加工施設に関する考え方というのを御説明させていただきました。

ということで、そういう観点で資料の4-2ということで、事業者の考え方ということで、加工規則の第9条の16の適用の考え方ということで、整理させてもらった資料になります。

最初の1ポツでございますけども、加工規則の第9条の16第2号、第3号は法令報告の考え方といった観点で、整理させてもらっています。こちらに関しましては、ここの四角の部分で、加工規則の第9条の16ということで、2号、3号の条文内容を書かせてもらっています。

端的に言えば、この加工規則の9条16の2号、3号に関しましては、該当しないといった考え方で整理させていただいています。それは、法令の条文でございますけども、その中段でございますけども、第2条の定義というところに関しましては、加工の定義が書いてございます。こういった加工の定義、法令の加工の定義ということで、加工の定義に

対しまして、加工に支障を及ぼしたときといったところで、加工規則の第9条の16の2号、3号には廃止措置段階の加工施設でございますけれども、該当しないといったものになるのかなと考えてございます。

この第2号及び第3号には該当しないということで、加工に支障を及ぼしたときには該当しないといったところでございますけれども、廃止措置段階の加工施設の故障に関しましては、その他の条文で読めるという考えでございます。

ですので、第2号、第3号以外の、第1号あるいは第4号から第12号ということで、2ポツのところでは書かせてもらっているんですけども、加工規則の第9条の16、第1号、それから第4号から第12号といったところで、第2号、第3号は適用にならないけれども、この9条の16の第1号、あるいは第4号から第12号に関しまして、故障の部分はこちらで読めるのかなといったところで、この資料の4-2のつくり、させてもらっているところです。

関係するものに関しましては、参考として、加工規則の条文を参考としてつけさせてもらっているのと、別添の資料でございますけれども、これは加工規則と現状の我々のウラン濃縮原型プラント、廃止措置中の加工施設でございますけれども、適用の考え方ということで、事業者の考え方を整理した表を追加させてもらっています。

それと合わせて、参考として、発電用原子炉の原子炉規則あるいは加工事業規則との比較表を参考として添付させてもらっています。

簡単ではございますが、説明を終わります。

○金子審議官 ありがとうございます。

最初の2号、3号が実際に該当するような事象が起きないであろうという考え方の整理については、恐らく規程の構成から言って、そのとおりのなのでしょうというような感じを持っております。

あとは、逆に2ポツで書いていただいたように、それ以外の、2ポツというか、2ポツの前のところで書いていただいたように、4号の報告になる部分であるとか、それ以外のところであり得ることはあり得ますけど、場合によって、そういうことが該当するほうが起きないケースも十分考え得るということで、核燃料物質の存在の有無とか、それから臨界の可能性の有無とかいうような実態の状況によって、それが起き得るのか、起き得ないのかというようなことも差が出てまいりますというような御説明として受け止めました。

これは、ファクツとして整理をしていただいているので、特に論点はないと思いますけど、細かなことを申し上げれば、一番最後に臨界のところは適用外となっておりますけれども、適用外というよりも、実際にそういうことが起きなければそういう事態は発生しないということだと思っておりますので、そのように受け止めております。

特にこれは御質問とか、もしあれば頂戴したいと思いますけど、御議論をするような論点が多くあるとも思いませんが、いかがでしょうか。

いいですか。では、竹本さん。

○竹本企画調査官 規制庁の竹本ですけども。

今、金子審議官から話がありました、最後のほうの「また」以降の2ページ目の適用外の話ですけども、これ、ちょっと文章の意味が少し私理解ができなかったんですけども、「濃縮ウランの譲渡しが終了すれば適用外になると考えるが」と書いてあって、そもそも臨界は起こらないんだから、本号は適用外になると言っているのについては、譲渡しが終了した後以降に適用外になると考えているのか、もうそれとは関係なく、そもそも廃止措置の認可が計画された時点でもう適用外となるという、そういう趣旨で書かれているのか、ちょっとそこだけを確認させてください。

○菅田マネージャー 原子力機構の人形峠の菅田でございます。

考え方としては両方でございますけども、核燃料物質の譲渡し、最終的にUF6の譲渡しで製品ウラン等がもう施設からなくなれば、適用外になるといったところと、廃止措置計画認可申請書の中で、製品ウランというものが今5本ほどございますけども、それが仮に5本接触しても臨界にならないということで、事故増倍率が0.95以下といった廃止措置計画の申請書の中で評価しているものでございますので、そういったことで両方が適用外になるという事業者の考え方として整理させてもらったものです。

○竹本規格調査官 はい。了解しました。

○金子審議官 ほかに何かございますでしょうか。

金子室長。

○金子室長 事故室の金子です。

人形峠の具体的な話がありましたので、ちょっとだけ認識をお聞かせ願いたいんですけども、人形峠の説明があって、加工規則の第9条16の2号、3号については、そもそも加工はしないので起こり得ないという御説明がありました。

ちょっと私ども事務方から御提示しています、解釈の書き方の中に、この2号、3号は、2ページになりますけど、2号、3号に規定のある加工に支障を及ぼしたときの事案を発生しないことが想定されるという、起きないことを起きませんということを明示することについて、事業者さんはその大きいメリットですとか、これ書いてもらえるとありがたいんですよねとか、そういったニーズといったものはあるかどうか、ちょっとお聞かせ願いたいんですが。

○菅田マネージャー 原子力機構の人形峠でございます。

特にそういった、何を書いてもらいたいのかというのは、特にございません。

○金子室長 はい。

要は、起こり得ないもので、起こり得ませんと書いてもらっても、あまり変わりはないとそういう理解でよろしいですか。

○菅田マネージャー はい。そういうことでございます。

○金子室長 分かりました。ありがとうございます。

○金子審議官 ほかにございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に進みたいと思います。議題の5番目、報告を受ける必要性が低い法令報告事象への対応についてということで、資料を用意させていただきました。

規制庁のほうから御説明をお願いします。

○高橋係長 規制庁事故対処室の高橋です。よろしくお願いします。

本資料はまず、チームとして事例の研究をして、事業者さんからも御意見がありましたように、その現状の法令報告は事業者にとって過大な要求になっているのではないのでしょうか、安全上の重要度に必ずしも即した報告対象になっていないのではないのでしょうか、そういう問題提起がありました。また、委員会からもそのような御指摘があったので、チームとして事例の研究をして、少しまとめてみたものになります。

まず、何をするにしても、法令報告の目的が重要であるというふうに考えています。ここで目的を定義させていただいています。規制当局として再発防止策を分析して、その後の規制の見直しを行うこと、そこが重要ですよというふうに定義させていただきました。

また、見る方によっては、ほかにも目的があるという方もいますが、まずはここが、見直しをしていくこと、そこに重きを置くべきだというふうに考えています。そこで、これまでの報告実績を分類してみました。そうすると、必ずしも全国的な規制が命令を出して規制を見直すとか、そういったところに至っていない報告も多々あるということが分かってきています。

その報告には、以下の特徴があると考えています。三つ、挙げさせていただいています。

まず一つは、点検中に誤って発生させた損傷で、設備が工学的な意味で使用される前にその点検内で修繕された事象、これが一つ。例示としては、事業者さんからも提案があったように、2Fの原子炉格納容器の損傷事例とか、あと、もんじゅのシリンダヘッドインジケータコック、これは釣り荷を落としてしまってちょっと変形させてしまいました、そういった事象が一つ挙げられます。

続きまして、二つ目の特徴で、事象発生後においてリスクが特段高まることはなく、また短期間に既に既知である事象の原因が特定され、対策も確立されている事象。例示としては、高浜などでよく起きている、PWRのPWSCC、そういったものが例示できるかなと思います。

三つ目には、リスクの小さい非該当の核燃料使用施設などで発生した事例、そしてこれは結果論になりますけども、他施設への水平展開などを行う必要性がなかった、そういった事例を挙げることができます。東北大で起きた排気筒の倒壊などは、その例に当てはまるのではないかとこのように考えています。

それで、こうしたものには、直接的に原子力の安全の向上にあまり役立っていないような、そういった報告に見えてしまっているというところですけども、まず一つ目、見直しの方向性として御提案させていただいているのは、上記1番、これが点検中に誤って発生させた損傷。そうした部類のものにつきましては、今後、報告が不要となるよう、そうい

った意図が確実に読み取れるように訓令解釈を改定するのはどうかというところです。

なぜならば、これはどちらかというと、作業管理とか、事業者さんのほうで対策を打っていただいて、粛々と進めていただける分野、定性的にそういった分類ができる故障だというふうに考えています。

しかしながら、上記の2番、3番については、少し毛色が違うのかなというふうに考えています。このような事例というのは、米書きに少し記させていただきました、米書きの四つ目、4行目です。こういった事例については、結果論で大丈夫でしたよねという確認が取れるパターンのもので、発生時点では、その原因や安全への影響度合いについて即座に判断するのはどうしても難しい。そういった部類のもので。

そうしたものについては、事業者さんだけではなくて、規制当局もその事象は本当に大丈夫でしょうかと、そういった確認をする必要がある、そういった部類の故障なのかなというふうに考えておきまして、そうしたものを定性的に定めることによって、きちんと規制側に情報が届かなくなってしまう。そういったことも考えまして、事業者さんにその判断を委ねるのはふさわしくないのではないかとというふうに考えています。

結論としては、これから法令報告の対象、さらに今の訓令解釈をさらに限定的に報告対象を絞っていくときのアイデアとしては、まず、知見の蓄積が重要だと。どんなことが起きるのかを、まずみんなで確認していきましょう。そうやって分かってきたものに対しては、個別事象として、「こういったものは報告を抜けるのですよ」というふうに限定列挙する、そうした仕方がよろしいのではないかとというふうに考えます。

また、そのような報告対象の軽重のつけ方としては、「そもそも報告が要らないのです」というやり方が一つと、もう一つは、「こういう事象が起きました」ということをまず最初に教えていただいて、その後の詳細な報告はちょっと「状況が分かってきたらやっぱ要らないですよ」と、そういうオプションのつけ方もあるのではないかと。そういった整理の仕方をしてみました。

ポイントは、事例の蓄積と個別の限定した列挙の仕方。そういったもので、報告対象をより、安全上の重要度に応じたものにできるのではないかとというアイデアでした。

私からは以上です。

○金子審議官 説明ありがとうございます。

ちょっと時間の関係もあって、次の議題の制御棒の過挿入の点も、実は、この報告不要事象の一例ということなので、東京電力のほうから先に御説明いただいて、併せて少し議論をさせていただければと思いますが、よろしいですか。

お願いいたします。

○安達グループマネージャー 東京電力、安達です。

それでは、資料の6、制御棒の過挿入について御説明させていただきます。

パワーポイント、右上、スライドの1番になります。

今回、事業者意見として、いわゆるABWR、プラント限定になりますが、こちらについて

実用炉規則の第13号にある全挿入位置からのさらなるそのいわゆる過挿入、こちらについて、法令報告の対象から除外いただけないかというふうに御提案しているものです。

その理由について、裏面になりますが、スライドの2と3に、この駆動機構の概要説明書、ございます。スライドの2については、いわゆる通常のBWRとABWRの制御棒駆動機構の違いを説明しております。

左側BWRの制御棒の駆動機構の概要図になりますが、こちらについては、通常の挿入、操作、引抜き操作、あるいはスクラム動作が、同じ水圧によって動作しているというところがございます。なので、法令の13号の観点からは、意図しない、この動作した場合というのは、何らかの水圧が意図しないで動作している。いわゆる仮に挿入側に動作したとしても、それが引抜き側に動作することもあり得るといったところで、法令報告が求められるというふうに事業者は理解してございます。

一方、ABWRについては、通常の制御棒の動作、挿入、引抜きについては、水圧を使わずに機械的な駆動、モーター駆動により上下作業をしてございます。水圧については、いわゆるスクラム操作、制御棒の緊急動作時のみ使用しているといったところで、ここについては、その制御棒の動作の原理が完全に分離されているといったところが大きく違いがございまして。

こういった駆動機構の原理の違いを踏まえまして、なぜABWRだけが少し除外をいただきたいかといったところが3番、スライドの3に御説明してございますが、こちら、右下のほうに、よりABWRの駆動機構について詳細に説明した図面がございまして。上段一番右側が断面図になりまして、通常時の駆動を表したものになります。一番下の緑色の四角、こちらがモーターになってございまして、こちらが回転軸を上下回しまして、その上にあります、少しオレンジ色のボールナットと言われたもの、さらにボールナットの上に連結されておりますグレーのものになりますが、中空ピストンと言われて、これが制御棒に連携されているものになります。こちらのモーターが回転して、この軸を回転させることにより、ボールナットと連携している中空ピストンがこのボールネジによって上下するといったことになります。

これが実際、スクラム時、どうなるかと言いますと、左側の緊急時の水圧と言った動作になりますが、このボールナットと中空ピストンが水圧によって離れます。中空ピストンの下端面にのみ、この水圧、緊急挿入に必要な水圧が動作して、中空ピストンのみが離れて、原子側に挿入されるということになります。この中空ピストンが炉内に全挿入された後、一番最上段に行くと、機械的にラッチがかんで固定されるんですが、その後に、このモーターの常駆動が動作しまして、ボールナットが最上段まで上がって、一旦中空ピストン、制御棒が全挿入位置で、ラッチで固定されているんですけども、さらにボールナットが下から支えるといった動作になってございます。

我々一番心配しているのが、このボールナットとかが、いわゆる通常の全挿入位置にあった場合なんですけども、この場合に、このスクラム水といったものがいわゆる除外して

いる状態からインサートをしているような場合に、残圧が残っていたり、あるいはシートパスがあったりした場合ですと、制御棒が全挿入位置からさらに水圧がかかることによって、ボールナットと中空ピストンが一旦離れて、少し上側に遊びがありますので、離れた状態、いわゆる過挿入の状態になります。

ただし、ボールナットの位置が制御棒の全挿入位置で固定されておりますので、一旦中空ピストンは過挿入になるんですけども、引抜き側に移動させることはございません。

そういった観点から、ABWRについては、制御棒が全挿入位置においてこのスクラム水によって過挿入になった場合については、安全上の担保が取れているといったことから、法令報告の除外として扱っていただけないかというふうに御提案をしたものです。

御説明、以上になります。

○金子審議官 御説明、ありがとうございました。

これは、機構上、そのようなものであるということを中心に、何かほかに不安があるかないかということ議論すれば、割と解決の道は見えてくるのではないかなという感じがいたしておりますけれども、全体、先ほどの資料5の説明の中でも事例が出てまいりまして、今のものも含め、あらかじめ法令報告不要というふうにカテゴライズできるような類型のものは、そのような形をつくろうというのが一つのやり方。

それから、その類型としてはなかなか全部抜けないけれども、個別具体的に事例が積み重なって事案を書けるものは、先ほどの高橋の説明にありましたように、事象の発生については知見の蓄積をしたいということ、それから、それが本当にそういうものであるかということがきちんと特定できるかということについても、情報収集をしておかなければいけないということもあって、例えば法令の報告だけを、最初の事象発生時の報告だけをいただいて、それで終了にするというようなやり方もあるでしょうし、そもそもそういう事例が積み重なってくれば、本当に最初の段階から報告不要であるというふうに取り扱えるようなケースも出てくるのではないかということで、その積み重ねによって、対応の 카테고리を少しずつ緩めるといいたしめようか、報告の要らない方向にしていけるというような形に運用できるようなカテゴリーのものもあるだろうと。

どちらかという、資料6で御説明いただいたのは、事例の1番目というか、カテゴリーとしてこういう性格のものなので、そもそも必要ないんじゃないかという議論をすることが適当な性格のものだと思いますけれども、そういう方向で考えていくという考え方でございます。

具体的に、何を入れるかというのは、ちょっと今日決めるような話でもないと思いますし、もし皆様方から、そういう二つぐらいのカテゴリーをつくって、この法令報告対象として違う取扱いをしていく、抜いていく、それから違う取扱いをしていくというようなものとして、こういうものもあるよというようなお気づきがあれば、ぜひ御提案いただければと思いますし、このような考え方について、もし何かお気づきの点とか、これを運用するに当たってこういうことを考えてほしいというような御要請とかというのがあれば、ぜ

ひ御指摘いただければと思います。

皆様方から自由に御指摘いただければと思います。

また、東京電力から御説明いただいた点、もし規制庁の側から質問などあれば、させていただければと思います。

皆様方、いかがでしょうか。

これは中部電力さんでしたっけ。

○尾崎グループ長 中部電力の尾崎でございます。御説明、ありがとうございます。

資料の5の見直しの方向性の二つ目のポツの2行目、「報告不要とする」の後の「又は事象発生のみ報告を求める」といったところについて、確認をさせていただきたいと思っています。

冒頭、資料1の番号8のところで御説明いただいたケースでは、事前の相談ということで理解をしておりますけれども、もともとのこの見直しの趣旨が不要な事務手続をしないといった方向から考えますと、こういった法令報告ではなくて、事前の相談ということで進めることでどうかということも頭に思い浮かぶのですが、今回このような対応を考えられているところをもう少し理解したいと思っております。

よろしくをお願いします。

○渡邊係長 実用炉監視部門の渡邊でございます。

ちょっとその8番といったところと、あと、今議論した内容の整理なんですけれども、恐らく8番の事例は、法令報告事象か、そうでないか、なかなか判断に難しいという事例なので、事故室に少し幅広く情報提供いただいて、法令報告対象に該当するか否かというのを少し議論というか、相談したいといった性質のものが、資料1の8であると認識しています。

一方、今議論した報告を受ける必要性が低いのではないかという事象については、心としましては、もう過去、類似のほぼ同型の事象が発生していて、もう半ばその原因ですとか、取るべき再発防止対策が固まっているということなので、詳細の報告を頂く必要はないのではないかというのも一つオプションとしてはあるといったところで提示したところですので、そういうところは、その相談というよりは、この事象が発生しました、ですが、この事象はもう既知の事象ですので、これにて報告終了としますといった、そういったイメージ。我々としては、事象発生した旨は知ってもいいんじゃないかといったような考えもあるので、といったふうな、そういったところで書かせていただいたところがございます。

○尾崎グループ長 御趣旨は分かりました。

冒頭のこの目的に照らしたときに、この・・・報告の必要があると私は認識しますが、されないのであれば、同じ事例、先ほどの資料1の8のように、事前の相談という形でもよいのかと私は思いましたが、いかがでしょうか。

○金子審議官 ごめんなさい。中部電力さん。ちょっと回線の状況が悪かったようで、最

初の半分ぐらいがうまく聞き取れなかったところが多かったかなと思います。

もう一度、すみません、御発言いただいてよろしいでしょうか。

○尾崎グループ長 はい。

この事象発生の旨のみ報告を求める事象について、このページの、先ほどの目的のとおり、規制当局としても分析して、規制の見直しを行うような対象ということと捉えてらっしゃるのであれば、私としてもこれは法令報告とすべきだと思います。

もし、そういうことに値しないということであれば、先ほどの繰り返しになりますが、資料1の番号8のような、事前の相談というような形でもいいのかと思いますが、その点はいかがでしょう。

○高橋係長 事故室の高橋です。

私たちのアイデアとしては、現状の訓令解釈では、そもそも法令報告に分類されてしまうような事象があると思います。

その中でも、あまりこれ以上報告を受けても、規制の見直しなどにはつながらない事象に対して、報告を簡素化する。簡素化と言うのがいいのか分かりませんが、そういうアイデアになっていまして、御指摘いただいたような趣旨とはちょっと違うのかなというふうに考えています。

以上です。

○金子審議官 少し具体的なケースで想定をした方がいいと思うのですが、例えば、今回PWSCCの話の一つの例として、この2番目のカテゴリーに挙げておりますけれども、検知をした瞬間に、そうであるかどうかというのが必ずしも分からない。そうすると、御相談をいただいたとしても、それはどっちだか判別するまで待ちましようみたいなことになっちゃうと、法令報告の趣旨との関係で、少しくエスチョンマークがつく。

そういうものは一旦報告を頂いておいて、例えば当日、あるいは翌日に、これ、PWSCCでした、やっぱり、調べたらということであれば、もうその後の対応は分かっているのですから、最終報告をしていただく必要ありませんねというようなやり方も一つあるのではないかとというのが、今回の、例えば事象発生の旨のみの報告を求めておいて、その後はもう今までと同じですから、特に報告をしていただく必要がありませんというようなやり方をするのも工夫の仕方ではなかろうかと、そういう発想に立っているというふうに御理解をいただくと、少しこの事案によって性格分けをしてやることの意味というのもし出てくるかもしれないし、そこまでやると分かりにくいからやっぱりこういうふうにしたほうがいいんじゃないかというようなことにもなるかもしれませんが、そんなことを考えております。

○尾崎グループ長 御説明ありがとうございました。よく理解できました。

全体として、資料5については、今の点も理解させていただきましたので、全体として異論ございません。

○金子審議官 御確認いただいて、ありがとうございます。

ほかにかがででしょうか。よろしいでしょうかね。

竹本から。

○竹本企画調査官 規制庁の竹本です。

資料5のこれまでの報告実績を踏まえた分類の3ポツについて、ちょっと補足をさせていただきますと、リスクの小さい非該当の核燃料施設、使用施設などで発生した事例であって、水平展開がなかったから報告が要らないというよりかは、この結果がほかの施設の安全とかを脅かさなかったとか、大きな事故に至らなかったというものがつきます。

要するに、水平展開が必要ななかったから報告は必要がなかったというものではないというふうにちょっと御理解いただければと思います。

○金子審議官 結果として、安全上の重要性みたいなものを考えたときに、水平展開も一つの要素だし、実際に何かほかの物に悪影響を与えたかどうかというようなこともあるし、多分、視点はそれぞれあるんでしょうね。

よろしければ、皆さんからいろいろ御意見、御確認もいただいて。

ごめんなさい、では、事故室、金子さんから。

○金子室長 すみません。今資料5ですね。中部電力からの質問を見て、ちょっと改めて資料を確認したんですけど、恐らく混乱しているのは、多分、報告という言葉が、発生の報告と原対の報告、これを区別しないで書いてあるところが一部あるからのような気がします。恐らく、ここの、一番最初の法令報告の目的で書かれているところは、分析が必要だということですけども、これ、原対報告の目的は分析が必要なもの云々かんぬんということだと思います。

したがって、その分析が必要でなくても、第一報というんですか、事象発生後の速やかに報告していただくもの、そういったものは必要なものはあるというふうな感じで、その報告の用語の定義をもうちょっと明確に書くと、混乱が少ないのかなと思いました。

以上です。

○金子審議官 ありがとうございます。

先ほどのように、この法制度上の即時の報告と、直ちにの報告と、それから今は10日ということで仕組みられているものと、それから実態上は、この制度とはちょっと離れて、事業者との関係で情報共有させていただいているようなものというのと、先ほど3段階と申し上げましたが、3種類と言ってもいいのかもしれませんが。そういうものがありますので、それぞれについてどういうふうに合理化をしたらいいのか、合理的に運用する制度であり、仕組みにしたらいいのかということだと思います。

ありがとうございます。

渡邊さん。どうぞ、どうぞ。資料の確認。

○渡邊係長 実用炉監視部門の渡邊です。

資料6について、少し認識がずれていないか、少し確認をさせていただければと思います。

制御棒の過挿入ということで、機構の説明をいただいたんですけども、3ページでは、通常の連動駆動の場合と、スクラムで違うんですということで、こういった絵を描いていただいていると思うんですけども、あくまで今回議論しているのは、過挿入という非常に限られた事象であって、基本的には制御棒が全挿入の位置から少し、その水圧のほうで上に行ってしまうといった、この3ページでいう真ん中の状態というよりかは、本当に制御棒が全部上がり切ったところでの議論ということ、我々はそういう認識なので、そういう認識で大丈夫ですよという点と、あと、御説明いただいたように、基本的には制御棒が少し水で上に上がっても、支える下の台座が電動で止まっているので、引抜き側に動くことはありませんということなんですけども、それは、通常そういった制御で動けばということなので、万が一、そうならない場合というのも可能性はゼロではないということなんですけども、ただそういったときには、例えば周りの、制御棒、駆動機構も一次系のバウンダリですので、何かその辺に損傷が発生した場合は、当然、法令報告の2号、3号とかそういったところで報告が上がってくるという認識で我々いるんですけども、事業者さんもそういった御理解でいるかということについて、少し確認させていただければと思います。

○安達グループマネージャー 東京電力、安達です。御質問ありがとうございます。

まず1点目については、御理解のとおりで、全挿入からのさらなる過挿入といったところで、極めて限られたシチュエーションのみを御提案しております。御理解のとおりです。

2点目については、さはさりながら、この過挿入によって機械的な影響、そういった損傷があった場合には、違う観点から法令報告を要するというふうに認識してございます。

ちなみに、この制御棒の機構的には、一番この過挿入のさらに上の状態、スクラム時の衝撃を受けるためのこのバネがついてございますので、機械的な構造的にそういったスクラムの衝撃がものを壊さないような、損傷を防ぐような構造であるといったことは確認してございます。

以上です。

○渡邊係長 はい。ありがとうございます。

○金子審議官 ほかに御確認をされたい点や、コメントをしたい点。今の点のみならず、今日御議論させていただいた点とか、ほかの法令報告全般について何か、もし問題提起のようなものがあれば、それもお受けしたいと思いますが、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、用意をしました議題についての議論は以上にさせていただきたいと思います。それで、ちょっと振り返りますと、議題の1は今までの状況とこれからの論点を整理をしているだけなのでいいとしまして、2番目の議題につきましては、今日事務局側から御提示をさせていただいたような方向で、皆さん、強い御異論はなかったように思いますので、ちょっとこれを規制委員会の中でも、そのような方向で進められるだろうかという議論を深めて、さらに具体的な対応をできるような段階に持っていければというふうに考えてお

りますので、少しその方向で考えたいと思います。

それから、廃止措置計画認可前の点については、少しまだ議論をしていかなければいけないであろうという論点が、今日また議論がありましたので、それを少し、どういう考え方で整理をしていくのかということも含めて、検討させていただければと思います。

それから、廃止措置計画認可後の使用施設や、それから再処理の特定のものというのがありましたけれども、ここも少し、どのように考え方を整理するのかという、基本的にリスクに応じてというところは皆さんと認識は共有されているわけですが、そのリスクに応じての分け方をどのようにしたらいいのか、それを具体的に記述するとなると、どういう形になるのかというところは、もうちょっと検討をしなければいけないと思いますので、これはどちらかというところ、事務局側でよく議論をして、もう少し詰めていければというふうに思っております。

報告を受ける必要性が低い法令報告事象、それから制御棒の過挿入はそれの一事例として、取り扱わせていただきたいと思いますが、これは考え方が、今日お示しした複数のカテゴリーでそういう対象、法令報告事象の対象事象の考え方を少し整理をして、それぞれに応じて、対象からあらかじめ除くもの、報告を受けてその後で対応の仕方を変えるもの形で考えていければという方向については、皆さん、御異論は強くなかったと思いますので、それはまた規制委員会の中で、少しどのような方向で具体化できるかということを追求をしていきたいというふうに思います。

大体、今日は議論で、二つの点については非常に進捗をしたと思いますし、もう二つについては、議論をしなければいけない点が明らかになりましたので、大変有益であったかなというふうに考えております。

それでは、特にこの場で御発言がないようでしたら、本日の会議を終了させていただきたいと思いますが、特によろしいでしょうか。いいですか。

それでは、以上をもちまして、第3回の原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に係る公開会合を終了させていただきます。

議事進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。